



市民意見公募制度

【寄せられたご意見をご紹介します】

「山陽小野田市住宅マスタープラン(案)」 にお寄せいただいたご意見と、それに対する 市の考え方(対応)をご紹介します。

なお、計画案の全文は市のホームページからご覧ください。

【問い合せ先】建築住宅課(☎82-1166)

◆住宅マスタープラン とは

この計画案は、新市の総合計画をもとに、ゆとりある住宅の供給と快適で質の高い居住空間を提供するため、住宅政策に係る総合的な計画を策定するものです。

2件

住宅マスタープラン (案)

【 **担 当 課** 】 建築住宅課 ☎ 82-1166

○ 公 募 期 間 2月15日~3月15日

○意見の件数

お寄せいただいた意見

市の考え方(対応)

山陽小野田市住宅マスタープランについては、それを住民が実行していくための施策や 予算措置が盛り込まれていない。 山陽小野田市住宅マスタープラン(以下「本プラン」という。)は、序章、第2章等に書いていますとおり、住生活基本法の基本理念に基づき、国や県の住生活基本計画や市の総合計画等と整合を図り策定する、平成29年度までの本市における住宅施策の基本となる計画です。つまり、この計画は本市の住宅施策の基本方針を示したものであり、住民が実行していくための施策や予算措置については、年度毎に市の財政状況と整合を図りながら、本プランに沿って策定し、公表することになっています。

市の住宅建設方針を市民に周知し、それに 沿って住宅を建てるための予算措置や誘導施 策があることを示すべきである。

災害に強いまちづくりであれば、大雨による洪水が予想される地域(具体的地域を明示)には新たな住宅の建設は避けるべきだとか、環境に強い住宅の建設や新エネルギーの活用を進めるのであれば、太陽光発電の補助制度等を導入し、積極的に誘導すべきである。特に、当市には、太陽光発電パネルを生産している事業体があり、その育成のためにも、積極的に補助制度を導入して普及を図っていくべきである。

市民が関心を持ってこの住宅マスタープランを読み、これに沿って住宅の建設をしていくようなプランを明示すべきである。

本市の住宅施策の基本方針を市民のみなさんに理解していただくためには、何よりも市が実施する事業を知っていただく必要があります。

「太陽光発電の補助制度」等のご提案については、本プランにおいては第3章2(3)の「環境にやさしい住宅の普及」に該当するものと考えています。これについては、本市の住宅施策としての補助制度として平成21年度から平成23年度まで住宅リフォーム資金助成事業を実施しており、ご指摘の太陽光発電装置の設置はこの事業の対象工事としています。なお、平成24年度については現在検討中です。

その他の補助制度として,第3章3(3)「災害に強いまちづくり」を推進することを目的とした木造住宅耐震化促進事業を実施しています。

なお,毎年度,市の財政状況と整合を図るため一度にたくさんの事業を実施することは困難ですが,できる限り本プランに沿って事業を実施していきたいと考えています。